平成２４年（フ）第２６６号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄２丁目１番地　フローラル片縄301号
債務者　谷水　雅代
1　決定年月日時　平成24年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２６７号
福岡県大野城市乙金台２丁目８番７号ゴールデンヒルズ203号
債務者　福原　耕介
1　決定年月日時　平成24年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２７１号
福岡市東区三苫４丁目１番33―202号
債務者　中村　朝貴
1　決定年月日時　平成24年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２７５号
福岡市南区老司５丁目41番９－３号
債務者　築地由美子
1　決定年月日時　平成24年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２７９号
福岡市南区大楠２丁目10番９―203号
債務者　矢継由美子
1　決定年月日時　平成24年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２８４号
福岡県大野城市中央２－３―40宮原ビル506
債務者　有村　　修
1　決定年月日時　平成24年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２９１号
福岡市南区柳河内２丁目８番５―204号
債務者　波多江靖之
1　決定年月日時　平成24年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３２３号
福岡市博多区吉塚６丁目15番37―1205号
債務者　野口　　豊
1　決定年月日時　平成24年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３２８号
福岡県大野城市月の浦１丁目９番５号ファミール月の浦102号
債務者　小林　敏子
1　決定年月日時　平成24年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３３５号
福岡県朝倉市甘木1193番地１ディアコートあまぎ207号
債務者　西村　強丞
1　決定年月日時　平成24年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第４号
大分県日田市大字友田387番地８
債務者　吉田　俊樹
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２４年（フ）第５号
大分県日田市大字大肥1489番地１
債務者　吉田　武司
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２４年（フ）第９号
大分県日田市大字花月1287番地
債務者　村野　照子
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２４年（フ）第１８号
鹿児島県阿久根市赤瀬川3167番地１、前住所鹿児島県阿久根市多田3472番地２
債務者　赤　いくみ
1　決定年月日時　平成24年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第２２号
北海道小樽市若竹町27番28号、前住所北海道小樽市新光町324番地97　三浦方
債務者　齋藤美智子
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第２３号
北海道小樽市新光４丁目６番５号、前住所北海道小樽市新光５丁目４番29号
債務者　齋藤　直人
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第１６７号
茨城県古河市上砂井109番地４
債務者　関口　和男
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
水戸地方裁判所下妻支部